

広島簡易裁判所 受付案内センター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 2 - 43

電話番号 502-2210

【手続案内日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

【内容】

民事上のトラブルについて、民事調停その他裁判所を利用する場合の各種手続（通常訴訟、少額訴訟、支払督促など）の説明を行っています。

なお、トラブルの実体的判断（裁判の勝敗の判断）やアドバイスを求める相談には応じていません。

（民事上のトラブルの具体例）

- (1) 人身傷害あるいは物的損害を伴う自動車事故による損害賠償に関する紛争
- (2) 借地、借家の明渡しや敷金の返還、地代、家賃の値上げなど、宅地建物の利用関係に関する紛争
- (3) 売掛代金や手形、小切手金の請求など、商事関係に関する紛争
- (4) 農地等の貸借その他の利用関係に関する紛争
- (5) 公害や日照、通風等の私生活上の被害に関する紛争
- (6) 土地、建物、その他の物の売買に関する紛争
- (7) 建物の建築請負に関する紛争
- (8) 山林や宅地の所有関係（範囲に関するものを含む）に関する紛争
- (9) 貸金（消費者向け小口金融）や立替金等の返済に関する紛争で債務額の確定及びその支払方法の協定に関する紛争
- (10) 貸金等の未払いに関する紛争

【費用】

無 料（各種手続の申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

【方法】

トラブルに関する書類等をご持参のうえ、直接来所してください。
(予約は不要です。)

なお、すぐ各種手続の申立てをしようとする場合は、印鑑（認印）、添付書類（写し）等と手続費用が必要です。

(注) 電話による相談には応じていません。

【インターネット・ウェブサイト】

裁判手続や裁判所に関する情報をインターネット上でご案内しています。

裁判手続についてのQ & Aや申立書の書式例も掲載しています。

(裁判所ウェブサイト) <http://www.courts.go.jp/>

(広島地裁・広島家裁ウェブサイト) <http://www.courts.go.jp/hiroshima/>

